

# 岡山県時短要請協力金(第6期)

要請期間 令和3年8月14日(土)から令和3年9月12日(日)

## 支給要件

※全てを満たすこと

期間	8月20日～8月26日(まん延防止等重点措置)	8月27日～9月12日(緊急事態措置)
内容	<p>1 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後にあつては第55条)に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む)(令和3年8月19日以前から営業していること。)</p> <p>2 元々の営業時間が5時～20時を超えている飲食店は営業時間を5時～20時までまでに短縮し、かつ、酒類の提供は行わないこと(利用者による酒類の店内持ち込み含む) ※遅くとも8月23日から開始すること ※8月14日からの要請に協力いただいている店舗は8月22日までは、その要請(20時までの時短・酒類の提供は19時まで)に継続して協力し、遅くとも8月23日から開始すること。この場合、重点措置の要請に移行する間は、1日当たり支給額は、2.5万円～20万円になります。 ※8月27日から9月12日の要請にも協力すること</p> <p>3 要請期間中の全ての日において、営業時間の短縮の要請に全面的に協力すること</p> <p>4 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外)</p> <p>5 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること</p> <p>6 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと</p>	<p>1 次の①～③のいずれかを満たし、要請期間中の全ての日において、全面的に協力すること</p> <p>① 元々の営業時間が5時～20時を超えている酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケボックスや酒類の持ち込みを認めている飲食店を含む。以下同じ。)が、休業又は酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめて営業時間を5時～20時までまでに短縮すること</p> <p>② 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が休業すること</p> <p>③ 元々の営業時間が5時～20時を超えている酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等が、営業時間を5時～20時までまでに短縮すること。 ※遅くとも8月30日から開始すること ※8月20日からの要請に協力いただいている店舗は8月29日まではその要請(20時までの時短・酒類の提供は行わない)に継続して協力し、遅くとも8月30日から開始すること。この場合、緊急事態措置に移行する間は、1日あたりの支給額Aを支給する。</p> <p>2 次の全てを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後にあつては第55条)に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む)(令和3年8月26日以前から営業していること。)</li> <li>業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること</li> <li>岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと</li> </ul>

## 支給額等

1店舗あたり

期間	8月20日～8月26日(まん延防止等重点措置)		8月27日～9月12日(緊急事態措置)	
	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額A	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額B
中小企業等(売上高方式)	7万5,000円以下	3万円	10万円以下	4万円
	7万5,000円超～25万円未満	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割	10万円超～25万円未満	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割
	25万円以上	10万円(上限額)	25万円以上	10万円(上限額)
大企業(売上高減少額方式)	1日あたりの支給額B: 前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割			
※上限額: 20万円 ※中小企業等も大企業的方式を選択可				

## 申請方法

<b>要請期間終了後に受け付ける本申請に先立ち、希望される方に協力金の一部を早期支給いたします。</b>	
<b>早期支給申請(受付中)</b>	<受付期間> 令和3年9月3日(金)まで <早期支給申請の主な要件> (1) 中小企業及び個人事業主(※大企業は対象外) (2) 本申請を「売上高方式」で申請する者 (3) 過去実施分の岡山県時短要請協力金について受給実績があること (4) 要請期間中の全ての日において、営業時間短縮等の要請に全面的に協力すること
<b>本申請(要請期間終了後受付開始)</b>	<受付開始時期> 令和3年9月中旬予定 早期支給の対象とならない方(大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業等)や、早期支給の申請を行わない方については、要請期間終了後に申請の受付を行います。 ※早期支給を受けた方は、本申請が必要となります。

<b>支給額</b>
36万円/店舗

申請方法などの詳細はHPをご覧ください。コールセンターへお問い合わせください。

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

TEL 086-201-2199 (平日9:00～18:00) ※8月28日(土)及び29日(日)は受付(9:00～17:00)



# ● 飲食店等への要請(岡山市・倉敷市)

期間	令和3年8月20日(金)から8月26日(木)まで	令和3年8月27日(金)から9月12日(日)まで
対象施設	<b>【飲食店】</b> 飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) <b>【遊興施設】</b> 接待を伴う飲食店、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 <b>【結婚式場】</b> 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場	<b>【飲食店】</b> 飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) <b>【遊興施設】</b> 接待を伴う飲食店、カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていない店舗のいずれも含む) <b>【結婚式場】</b> 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場
実施内容 要請内容	<b>【特措法第31条の6第1項に基づくもの】 命令、過料の規定あり</b> ○営業時間の短縮(通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までまでに短縮) ○酒類の提供を行わないこと(利用者による酒類の店内持込みを含む) ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底 <b>【特措法第24条第9項に基づくもの】</b> ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサボ岡山」の活用 <b>【法に基づかない働きかけ】</b> ○岡山県飲食店感染防止第三者認証事業の認証取得に努めること	<b>【特措法第45条第2項に基づくもの】 命令、過料の規定あり</b> ○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店(カラオケボックスを含む)等は休業(酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を取り止める場合を除く) ○営業時間の短縮(酒類及びはカラオケ設備の提供をしない場合)通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までまでに短縮 ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底 <b>【特措法第24条第9項に基づくもの】</b> ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサボ岡山」の活用 <b>【法に基づかない働きかけ】</b> ○岡山県飲食店感染防止第三者認証事業の認証取得に努めること ○結婚式場については、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、なるべく少人数(50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう)で開催すること

## 岡山県時短要請協力金(第6期)対象フロー図

